

給付金請求書兼証明書

公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター 理事長 様

会員番号	—
事業所名	
代表者名	印
会員氏名	印

請求金額 円

※ 下記の該当する給付項目に○印を付けてください。（ただし、請求書1枚につき、請求項目は1件です。）

結 婚 祝 金	配偶者氏名	配偶者生年月日 年 月 日	婚姻届出日 年 月 日
出 生 祝 金	子の氏名	子の生年月日 年 月 日	/
入 学 祝 金	小学 中学	子の氏名	入学該当年月日 年 月 日
永 年 勤 続 祝 金	10年 15年 20年 25年 30年 35年 40年 45年	給付該当年月日 年 月 日	/
死 亡 弔 慰 金	死亡者氏名	死亡年月日 年 月 日	会員との続柄 本人 配偶者 子 親

※結婚祝金申請の方で変更： 有 ・ 無 ⇒ 後日、変更届をご提出下さい。

↓

氏 名 の 変 更	フリガナ 新姓名： 変更がある場合には、会員証を請求書に添付してください。				
住 所 の 変 更	新住所：〒 電話番号：				
同 居 家 族 の 変 更	追 加			削 除	
	氏 名	続 柄	生 年 月 日	氏 名	続 柄

- 注) 1. 給付金は、事業所登録口座に入金します。
 2. 登録口座以外の口座を希望される場合は、別途「給付金・助成金受入登録口座変更申請書」をご提出ください。
 3. 添付書類は、裏面「給付金申請について」をご確認の上、ご提出下さい。

				担当者

発 議 日	年 月 日
決 裁 日	年 月 日

受付印

給付金請求書について

- ・請求期間は、給付対象日以降、年度（4月1日～翌3月31日）末までとなっています。
※ただし、事由発生日が、3つきのものについては、翌年度4月末日までの受付となります。
- ・給付金の請求は、給付対象日（事由発生日）以降にお願いします。

		給付事由	金額	事由を証明する書類 及び 注意事項	
祝 金	結 婚 祝 金	会員本人が 結婚したとき	20,000円	法律上の婚姻の事実が確認できる書類として、次のうち いづれか一つ（写し可） ●戸籍謄抄本 ●婚姻受理証明書など ※住民票は不可 注意事項 1. 結婚による氏名、住所、同居家族等の変更がある場合 給付金請求書兼証明書に変更内容を記入してください。 2. 氏名が変わる場合は、会員証を返還ください。 新しい会員証をお渡しします。 3. 同じ人との再婚は申請対象外です。 4. 再婚による結婚祝金の申請は1回までです。	
		会員本人または 会員の配偶者が 出産した時	10,000円	出生の事実を証明する書類として、次のうちいづれか一つ（写し可） ●住民票 ●母子手帳の出生証明書 ●健康保険被扶養者異動届 注意事項 双生児（双子）の場合は、出生2件として取り扱います。	
		会員の子が 小学または 中学校に入学した時	10,000円	添付書類は必要ございません。 なお、入会時に提出いただいた『入会申込書兼会員カード』で管理して いる情報に基づいて、事前に事業所宛に通知いたします。	
	永 年 勤 続 祝 金		10年	5,000円	添付書類は必要ございません。 なお、入会時に提出いただいた『入会申込書兼会員カード』で管理して いる情報に基づいて、事前に事業所宛に通知いたします。
			15年	5,000円	
			20年	10,000円	
			25年	10,000円	
			30年	10,000円	
		35年	10,000円		
		40年	10,000円		
	45年	10,000円			
弔 意 金	会 員 の 家 族	会員の死亡	100,000円	『給付金請求兼証明書』に必要事項を記入し、以下の添付書類をつけ て申請をお願いします。 1. 死亡の事実（死亡日）が確認できる書類として、次のうちいづれ か一つ（写し可） ●死亡診断書 ●死体検案書 ●除籍謄本 ●住民票 など 2. 給付金受取人との関係を証明する書類として、次のうちいづれか ひとつ（写し可） ●戸籍謄本 ●住民票 など 注意事項 1. 配偶者・子・親の定義 ●配偶者の定義 会員本人と戸籍上婚姻関係にある者をいいます。 ●子の定義 会員本人と実子・養子・継子及びこれらの配偶者をいいます。 ※妊娠7ヶ月以上の死産も含まれます。 ●親の定義 会員本人の実父母・養父母・継父母及び配偶者の実父母・養父母 ・継父母をいいます。 2. 同居・別居について 死亡弔慰金の申請においては、同居・別居の区別なく申請可能です。	
		配偶者の死亡	50,000円		
		子の死亡	40,000円		
		親の死亡	10,000円		